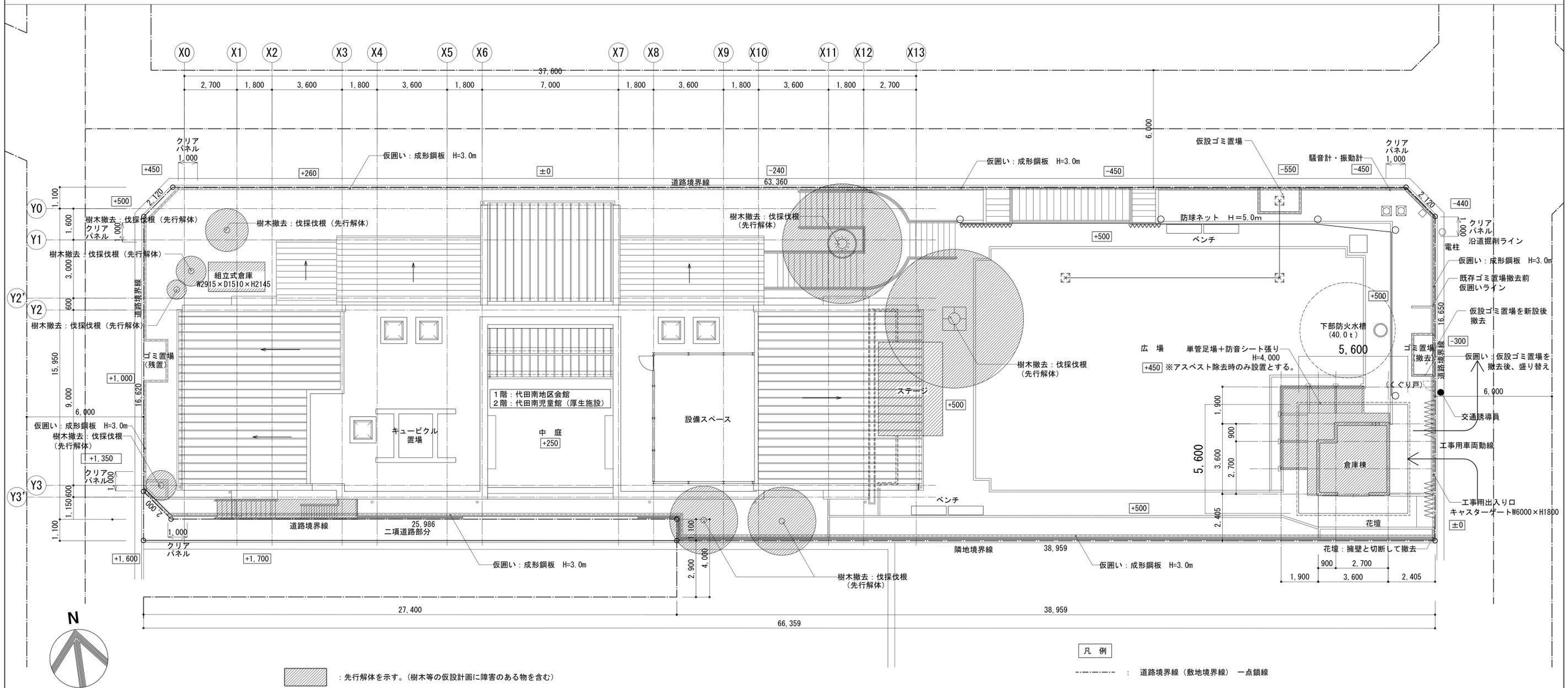


仮囲い、工事用出入り口、先行解体範囲図 1/100 ※樹木撤去：寸法等は既存外構樹木リストを参照すること。



凡例

- : 道路境界線(敷地境界線) 一点鎖線
- ===== : 仮囲い 実線+破線

※工事範囲：図面に示す範囲を全て解体撤去する。取り壊し建物に付属する建築設備、家具、及び施設不要物の撤去並びに建物周辺の工作物等は図面に無くとも本工事に含む。

【工事における注意事項】

1. 搬出入経路及び現場付近には住宅が多いため、受注者は住民、通行人等を考慮の上入念な施工計画のもとに工事を完了すること。
2. 現地調査等のための車両を含め、工事関係車両の路上駐車は厳禁とする。
3. 工事現場への車両の乗り入れは極力少なくし、道路を汚した場合は清掃すること。また、工事車両には本工事車両と判別出来るよう表示を行うこと。
4. 工事用搬出入経路における工事車両の走行は必ず徐行運転をするものとし、走行時の騒音・振動等は極力抑えること。
5. 想定する工事車両台数を工程表に記載し提出すること。また、現場に表示する週間工程表に予定工事車両台数を記載すること。
6. 交通誘導員は専門業者に委託し、常時配置とし工事車両の出入りに注意するとともに近隣に対し、安全確保のための誘導を行うこと。  
なお、発生材の搬出等工事車両が多い時、周辺の交通量が頻繁な時は誘導員を増員の上、安全管理を徹底し事故なきよう努めること。
7. 近隣への騒音・振動等は極力抑えるようにし、やむを得ず発生する場合は事前に近隣に周知し、トラブル等が起きないように施工を行うこと。
8. 工事に伴い周辺道路・器物等を破損した場合には、受注者の負担にて補修すること。万一第三者に危害を及ぼした場合は、受注者の責任で対処解決すること。
9. 喫煙、路上座り等工事関係者の風紀については十分に注意すること。また、敷地周辺は禁煙とする。
10. 現場出入り口には工事関係者以外に立入禁止の措置をとること。また、夜間の安全管理にも注意すること。
11. やむを得ず工事説明で説明した時間外の作業を行う場合には、事前に監督員と協議を行うとともに、近隣住民に周知を行うこと。
12. 工事に関する諸官庁への手続きは、迅速かつ適切に行うこと、特に周辺道路を走行する車両規制に関しては所轄警察署と協議を行うこと。
13. 南側道路と敷地内に高低差があるため、南側の基礎（杭を含む）を解体する際には、擁壁に影響が無いよう埋戻ししながら作業を行うこと。また、必要に応じて適宜山留め等を見込むこと。
14. 既存樹木はすべて撤去（伐採・伐根）すること。
15. 建物撤去後は場内土にて十分に埋戻し・転圧・整地を行った後、防草シートにて養生を行い引渡しを行うこと。
16. 解体着手前・完了後に家屋調査を行うこと。（調査範囲は別図A-22による）
17. 地中土間および基礎・杭撤去（範囲は別図による）は本工事とする。また、地中解体において土中にある配管・樹ほか他残材も合わせて撤去のこと。
18. 引渡し時には図示による仮囲い（成形鋼板H=3.0m支柱付）を残置するが、建物解体後の地盤レベルの低下等による転倒防止の配慮を行っておくこと。
19. 特記なきものはすべて撤去とする。
20. 内部造作は人力で撤去持ち出し、配管類、可燃物及びエアコン等設備機器を撤去持ち出した後、分別解体、搬出し躯体解体を行うこと。
21. 地中部分の解体後はガラ等の発生材が残らないように撤去、処分すること。
22. 特に特記なき限り、路盤砕石は撤去とする。

設計者	設計事務所名	特定非営利活動法人たてもとの再生NET	現場代理人又は主任技術者	川上正幸	図面サイズ	設計	R04年 01月 14日	発注者	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第二課	工事件名	世田谷区代田南地区会館・児童館解体工事	図面内容	仮設計画図-1（先行解体参考）、工事における注意事項	図面番号	A-10
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第50474号	照査技術者	夏山欣英		変更	年 月 日								
	設計者名	株式会社夏山建築設計事務所	設計担当者	二宮克彦											
	登録番号	一級建築士事務所 東京都知事登録第32053号													